

監監第 516 号
令和7年9月5日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年7月31日に受け付けました住民監査請求（中田中央公園の「さつまいも掘り体験」に関するもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 財産の管理について

本件請求において請求人は、「中田中央公園の」「指定管理者は隣接する柵で囲った買収済用地に「中田農園」なるものをこしらえて、」「特定の団体」「を招待し」「2024年の」「さつまいも掘り体験」「の自主事業」「をした」ことは、「施設の私物化になる。財産の管理を間違ってもいる。」と記載していることから、財産の管理について摘要しているものと解されます。

住民監査請求の対象となる行為等について、東京地方裁判所平成元年10月26日判決では、「住民による監査請求及び訴訟の制度が、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものでなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するための制度であることに鑑みると、ある行為又は事実が財務会計上の行為又は事実に該当するか否かは、（中略）当該行為又は事実がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであってはじめて財務会計上のものということができると解するものが相当である。」と判示しています。

請求人は、「2024年の」「さつまいも掘り体験」について、事実証明書において「2024

（裏面あり）

年11月15日」の「さつま芋掘り会」並びに「いも掘りの準備」の標題で「2024年7月1日」及び「2024年7月4日」の写真を掲載しているのみであり、これらの行為が専ら財産の財務的処理を直接の目的として行われた事実を示したものであるとは認められません。

したがって、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

2 指定管理料の支出について

本件請求において請求人は、「中田中央公園の」「指定管理者は」「2024年の」「さつまいも掘り体験」「に関する」「指定管理料」と述べていることから、令和6年度の中田中央公園の指定管理者に対する指定管理料の支出について摘示しているものと解されます。

請求人は、「特定の団体、そして一部の利用者とワタクシゴトに興じた業者に、その準備までふくめて、指定管理料を支払うことは無駄な支出である。」と述べています。

これは、「2024年の」「さつまいも掘り体験」及びその準備に指定管理料が支払われているとの主張であると解されますが、その理由として、「中田中央公園」「の自主事業に係る人件費を当該指定管理者が自ら負担していなかったことをみどり環境局は確認して、言い分を変えた」「みどり環境局」の「言い分に変遷が生じている」、「中田中央公園は公共の施設であるから、そこで個別のレクレーションに興じるようなことがあってはならない」と述べています。

しかし、これらの主張は、指定管理者制度上、指定管理料として支払われるべきではない指定管理者の自主事業に対して、横浜市が違法又は不当に支出していることの理由を具体的に示したものであるとはいえない。

仮に、令和7年2月から6月にかけて10回にわたり行われた同請求人からの住民監査請求を踏まえて、さつまいも掘り体験及びその準備に管理業務体制に入っている従業員が従事していることをもって指定管理料が支払われているとの主張であると捉えることができますが、指定管理者の従業員の人員体制についての考え方には、同請求人が令和7年5月20日に提出した住民監査請求に対し、令和7年6月11日に通知したとおりであり、当該公園の従業員が自主事業に従事すること自体は許容されています。

したがって、請求人の主張は、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。